

定 期 監 査 結 果 報 告 書

第 1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による定期監査

2 監査の範囲

監査の対象期間中に執行された、財務に関する事務及びその他の事務

3 監査の着眼点

財務に関する事務及びその他の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

4 監査の執行者

代表監査委員 竿 留 一 美

監 査 委 員 井 原 正 光

5 監査の対象

龍ヶ崎地方衛生組合事務局

(出席者 松田会計管理者、風見事務局長、杉山事務局次長兼総務課長、丘野施設管理課長、坂本施設管理課長補佐、山本総務課主査)

6 監査の対象期間

令和 6 年 10 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日まで

7 本監査の期日

令和 7 年 2 月 6 日 (木)

8 監査の方法

龍ヶ崎地方衛生組合 2 階会議室において、関係書類、諸帳簿、諸帳票類について、事務局長ほか事務局職員より説明を受け、監査委員による質疑を行い本監査を実施した。

第2 監査の結果

1 財務事務の執行

財務事務等の執行においては、概ね適正に財務の執行及び事務処理がなされていることが確認できた。

2 その他の事務の執行

概ね適正に行われていた。

3 意見

組合においては、今後も、遅延なく事務処理を進め、予算の適正かつ効率的な執行に引き続き努められたい。また、構成市町村から受け入れるし尿及び浄化槽汚泥を円滑に処理するために必要な施設の機能保持に努め、安全かつ安定した運転が行われるよう常に留意するとともに、周辺地域の環境保全と公害防止対策に万全を期しながら組合運営に努められたい。

また、今後も、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した設計額の積算を行うことにより、適正な予定価格を定めた上で入札（見積り）を執行されるとともに、引き続き業務に支障を生じないよう適切な施設の運転管理、事務の執行に努められたい。